

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 福祉総務課

不利益処分の内容	一時預かり事業者に対する事業の制限又は停止命令	
根拠法令等及び条項	児童福祉法第34条の14第4項	
処分基準	根拠条項	児童福祉法第34条の14第4項
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の18の3
	設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	【 基 準 】	
	<p>1 対象</p> <p>児童福祉法若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは乳幼児の処遇につき不当な行為をした一時預かり事業者。</p> <p>2 処分内容</p> <p>事業の制限又は停止を命ずる。</p>	